

標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
職務の種類	一 二の項から十一の項までのに掲げる職務以外の職務			職務の種類	一 二の項から十一の項までのに掲げる職務以外の職務		
	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職		部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	九 自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海群司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水艦司令部、潜	四十一 この項第二欄第九号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する幕僚の指揮監督を受け、専門的業務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上	専門官		九 自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海群司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水艦司令部、潜	四十一 この項第二欄第九号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する幕僚の指揮監督を受け、専門的業務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上	専門官

(略)			
(略)	(略)	水隊群司令部、情報業務群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空集団司令部、教育航空司令部、練習艦隊司令及び通信隊群司令	
(略)	(略)	の段階	四十二 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
(略)	(略)		係員

(略)			
(略)	(略)	水隊群司令部、情報業務群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空集団司令部、教育航空司令部、練習艦隊司令及び通信隊群司令	
(略)	(略)	の段階	四十二 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
(略)	(略)		係員